

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市消防職員分限審査委員会規程及び生駒市消防職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

生駒市消防長 川端 信一郎

生駒市消防職員分限審査委員会規程及び生駒市消防職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

(生駒市消防職員分限審査委員会規程の一部改正)

第1条 生駒市消防職員分限審査委員会規程(平成29年3月生駒市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条」を「第2条の2及び第2条の3」に改め、同条第4号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

(生駒市消防職員衛生管理規程の一部改正)

第2条 生駒市消防職員衛生管理規程(昭和62年7月生駒市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消防の事務部局の」を削り、「第28条の5第1項及び」を「第22条の4第1項及び第22条の5第1項並びに」に改め、「採用された職員」の次に「のうち消防の事務部局の職員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。))附則第6条第1項若しくは第2項又は

第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員をいう。）とみなして、第2条の規定による改正後の生駒市消防職員衛生管理規程第2条の規定を適用する。